

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 岡山県事務処理規則の一部を改正する規則 【規則】 （県例規集登載）	住宅課	目次	
○ 許可事務等標準処理期間要綱の一部改正 【告示】 （県例規集登載）	〃		
○ 廃物と認定することが困難な放置自転車の処分 （県例規集登載）	財産活用課		
○ 特定施設の設置許可申請	環境管理課		
○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定	障害福祉課		
○ 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止	〃		
○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の指定	〃		
○ 〃	〃		
○ 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止	〃		
○ 生活保護法等に基づく指定施術機関の指定	〃		
		目次	
○ きこの類売払代金の収納事務の委託 【公告】		目次	
○ 国土調査の成果の認証			
○ 県営土地改良事業換地計画の縦覧			
○ 基本測量の実施			
○ 公共測量の実施			
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 【選挙管理委員会】			
○ 個人演説会等を開催することができる施設の指定 【公安委員会】			
○ 警備業法に基づく講習			
		担当課（室）	
		教育委員会	
		中山間・地域振興課	
		耕地課	
		監理課	
		〃	
		建築指導課	
		選挙管理委員会	
		生活安全企画課	

◎岡山県規則第四十四号

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十九年十月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山県事務処理規則の一部を改正する規則

岡山県事務処理規則（昭和四十四年岡山県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三住宅課の部中10の項を11の項とし、9の項の次に次の一項を加える。

10 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）の施行に関する事務	1 住宅確保要配慮者居住支援法人にすること。									
	(1) 債務保証業務のうち債務の保証の決定以外の業務の委託の認可（第43条第1項）						○			
	(2) 債務保証業務規程の認可並びに変更の認可及び命令（第44条第1項、第3項）						○			
	(3) 事業計画及び収支予算の認可及び変更の認可（第45条第1項）						○			
	(4) 監督命令（第48条）						○			

附 則

この規則は、平成二十九年十月二十五日から施行する。

◎岡山県告示第五百十五号

（許可事務等標準処理期間要綱（昭和五十二年岡山県告示第三百三十三号）の一部を次のように改正する。）

平成二十九年十月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

別表土木部の部住宅課の項中36を42とし、33から35までを六ずつ繰り下げ、32の次に次のように加える。

33	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第8条	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録	60日				
34	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第12条第3項	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の登録事項の変更の登録	30日				
35	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第40条	住宅確保要配慮者居住支援法人の指定	30日				
36	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第43条第1項	住宅確保要配慮者居住支援法人の債務保証業務のうち債務の保証の決定以外の業務の委託の認可	30日				
37	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第44条第1項	住宅確保要配慮者居住支援法人の債務保証業務規程の認可及び変更の認可	30日				
38	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第45条第1項	住宅確保要配慮者居住支援法人の事業計画及び収支予算の認可及び変更の認可	30日				

附 則

この告示は、平成二十九年十月二十五日から施行する。

◎岡山県告示第五百十六号

岡山県快適な環境の確保に関する条例（平成十三年岡山県条例第七十四号。以下「条例」という。）第十八条第二項の規定により、廃物と認定することが困難な放置自転車の処分について次のとおり告示する。

平成二十九年十月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 放置自転車の車輪の大きさ及びフレームの色、数量並びに自転車防犯登録番号標等

車輪の大きさ及びフレームの色	数量	自転車防犯登録番号標等
一九インチ 銀	一台	岡山東D九二三六六
二四インチ 銀	一台	FH〇〇七八二〇
二六インチ 黒	一台	岡山西E七九〇三五
二六インチ 橙	一台	F一四〇一三四五六
二六インチ 肌	一台	L二四三二〇二

二 条例第十六条第二項の規定による公示を行った日

平成二十九年九月七日

三 放置されている場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号（県庁外来駐輪場）

四 この告示の日の翌日から起算して六月を経過した場合は、一の放置自転車を処分する。

五 担当部課名及び連絡先

岡山県総務部財産活用課庁舎管理班

岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話番号 ○八六一二二六一七二三四

◎岡山県告示第五百十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

名 称 丸五ゴム工業株式会社

住 所 倉敷市上富井58

氏 名 取締役社長 藤木 達夫

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 丸五ゴム工業株式会社矢掛工場

所在地 小田郡矢掛町東川面417

(3) 特定施設に関する事項

区 分		新 設		新 設		廃 止	
種 類		51の2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 （N o . 41）		51の2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 （N o . 42）		51の2 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設 （N o . 11）	
	能 力	87.1 k g ／回		26.3 k g ／回		42.6 k g ／回	
	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに		同左		－	
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後2週間		同左		－	
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	平成29年12月		同左		－	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		25分／回，15時間／日		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量（m ³ ／日）	0.35	0.56	0.11	0.17	0.17	0.27
	p H	6.5	7.0	同左		同左	
	B O D（mg／L）	404.3	549.6				
	C O D（mg／L）	808.6	1,099.2				
	S S（mg／L）	19.0	53.0				
	油 分（mg／L）	2.6	5.8				
	T－N（mg／L）	6.0	9.9				
	T－P（mg／L）	0.33	0.50				
	チウラム（mg／L）	<0.0006	<0.0006				

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1の号番号及び名称とする。

平成29年10月24日 岡山県公報 第11934号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更なし

(5) 排水口に関する事項

変更なし

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期 間 平成29年10月24日から同年11月14日まで

(2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び矢掛町役場

◎岡山県告示第五百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年十月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	指定年月日
森クリニック	赤磐市周匝728-1	H29. 8. 1
のぞみ薬局たかの店	津山市高野本郷1415-3	H29. 9. 1
医療法人寛和会内田医院	瀬戸内市邑久町尾張39-12	H29. 9. 1

2 指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	指定年月日
合同会社サージングケア小山	総社市清音上中島239-4	訪問看護ステーションこやま	総社市清音上中島239-4	H29. 9. 1

◎岡山県告示第五百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

平成二十九年十月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
森クリニック	赤磐市周匝728-1	H29. 7. 31
きたぞの薬局川崎店	津山市川崎166-4	H29. 7. 31
内田医院	瀬戸内市邑久町尾張39-12	H29. 8. 31

◎岡山県告示第五百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護を担当させる介護機関を次のとおり指定した。

平成二十九年十月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	指定年月日
社会福祉法人生き活き館	岡山市北区春日町9－5	特別養護老人ホームケアポート生き活き館神郷	新見市神郷下神代4390	H29. 9 . 1

◎岡山県告示第五百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための介護予防を担当させる介護機関を次のとおり指定した。

平成二十九年十月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	指定年月日
有限会社創和	赤磐市穂崎 8 8 8 - 4	両宮の里	赤磐市穂崎 8 8 8 - 4	H29. 8 . 1
社会福祉法人生き活き館	岡山市北区春日町 9 - 5	特別養護老人ホームケアポート生き活き館神郷	新見市神郷下神代 4 3 9 0	H29. 9 . 1

◎岡山県告示第五百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成二十九年十月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者

種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
居宅介護事業者	株式会社北園調剤薬局	津山市北園町 2 3 - 1 3	きたその薬局川崎店	津山市川崎 1 6 6 - 4	H29. 7 . 31
介護予防事業者	株式会社北園調剤薬局	津山市北園町 2 3 - 1 3	きたその薬局川崎店	津山市川崎 1 6 6 - 4	H29. 7 . 31

◎岡山県告示第五百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる施術機関を次のとおり指定した。

平成二十九年十月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

施術所を開設している施術者

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
大塚 勇也	笑会はりきゅう整骨院	高梁市原田北町 1 1 7 6 - 1	H29. 8. 7
奥橋 厚人	奥橋整骨院	備前市日生町日生 1 4 7 6 - 2	H29. 9. 19

◎岡山県告示第五百二十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、
収納の事務を次のとおり委託した。

平成二十九年十月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 委託した事務の内容

きのご類売払代金に係る収納の事務

二 委託した収入の種類

きのご類売払代金

三 委託を受けた者の住所及び名称

高梁市中原町一三八三番地

びほく農業協同組合 代表理事組合長 平山 薫

四 委託を受けた事務を行う場所

加賀郡吉備中央町上竹二六四五番地五

びほく農業協同組合賀陽総合センター

五 委託の期間

平成二十九年九月二十六日から同年十一月三十日まで

〔四五二〕 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十九年十月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

調査を行つた者の名称	倉敷市
調査を行った期間	平成二十六年四月 、 平成二十九年二月
成果の名称	倉敷市 地籍図及び 地籍簿
調査を行つた地域	稲荷町及び 老松町三丁 目の一部、 南町
認証年月日	平成二十九年十月十一日

平成29年10月24日 岡山県公報 第11934号

〔四五二〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

平成二十九年十月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 地区名

井原地区 藤田工区

二 縦覧に供する書類

換地計画書

三 縦覧の期間

平成二十九年十月二十四日から同年十一月十四日まで

四 縦覧の場所

井原市役所

〔四五三〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつた。

平成二十九年十月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市	測 量 区 域
基本測量（電子国土基本図（地名情報）「住居表示住所」整備業務）	測 量 の 種 類
平成二十九年十一月十三日から平成三十年三月二十三日まで	測 量 期 間

〔四五四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、岡山県備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成二十九年十月二十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

赤磐市	測 量 区 域
一・二級基準点測量	測 量 の 種 類
平成二十九年九月二十日から 平成三十年二月二十八日まで	測 量 期 間

〔四五五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十九年十月二十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音軽部字東町二二四―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市笹沖一一五五―一パレーシャル笹沖一〇二

瀬尾 貴光

三 許可番号

岡山県指令建指第一八号

施設 の 名 称	所 在 地		施設の 管理者		面 積	の 程 度	指 定 年 月 日
夢広場	苫田郡鏡野町田宗寺二二三二		鏡野町長	研修室			
							平成二十九年九月二十五日

◎岡山県公安委員会告示第百七十一号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成二十九年十月二十四日

岡山県公安委員会

一 警備業務の区分等

警備業務の区分	期 日	時 間	場 所
身辺警備業務	平成三十年一月十五日（月曜日）及び同月十六日（火曜日）の二日間	午前九時から午後五時まで	岡山市北区厚生町三丁目一番一五号 岡山商工会議所

二 講習対象者

当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号）第七条第一項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であつて、最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上であるもの

三 受講手続

1 提出書類

- (1) 所定の様式による受講申込書 一通
- (2) 写真 一枚（縦の長さ三センチメートル、横の長さ二・四センチメートル、申込前六箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のもの）
- (3) 二に掲げる講習対象者に該当することを疎明する次に掲げる書類 各一通
 - ア 当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る指導教育責任者資格者証等の写し
 - イ 当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る所定の様式による書面及び履歴書

2 提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地为管轄する警察署の生活安全課

(2) 県外に住所を有する者

県内の各警察署の生活安全課

なお、郵送又は信書便による申込み及び代理人による申込みは、受け付けない。

3 提出期間

平成二十九年十一月二十七日（月曜日）から同年十二月一日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時まで

四 受講手数料

一万円

（注） 岡山県収入証紙により、受講申込時に納付すること。

なお、受講手数料は、納付後は返還しない。

五 受講定員

十人。ただし、申込順に受け付け、受講定員に達したときは、提出期間内であつても受付を締め切る。

六 講習の委託

この講習は、一般社団法人岡山県警備業協会（岡山市北区内山下二丁目二番一八号）に委託して行う。

七 その他

1 受講者は、筆記用具を持参すること。

2 講習終了後は、筆記の方法により修了考査を実施する。